

## 第8章 罰則

(罰則)

第62条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。(い)(う)(け)(そ)(ひ)

- (1) 第31条の規定に違反して少量危険物を貯蔵し、又は取り扱った者(す)
- (2) 第32条の規定に違反した者(す)(ほ)
- (3) 第34条又は第35条の規定に違反した者(す)
- (4) 第54条の4第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者(ら)

【解説】

1 本章は、第31条、第32条から第32条の8、第34条、第35条又は第54条の4第2項の規定に違反した者に対する罰則を定め、併せて使用主に対する両罰規定について定めたものである。

2 本条は、第31条(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)の規定に違反して少量危険物を貯蔵し、又は取り扱った者、第32条から第32条の8(少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準)、第34条(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準)、第35条(綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準)又は第54条の4(指定催しに係る火災予防)第2項の規定に違反した者に対する罰則を規定している。

なお、本条第1号から第3号は、法第46条の規定に基づいて設けられたものである。ここで、同条は、地方自治法第14条第3項の特別規定であるため、法第9条の4に基づく本条第1号から第3号の規定違反に対しては法第46条に定める限度の罰則を科することを定めている。